

平成23年12月27日

社団法人 全国消費生活相談員協会 御中



ご 回 答

貴社団法人から当社に対する平成23年11月9日付申入書（以下、「本申入」といいます。）に対し、当社の同年11月30日付ご回答書に続き、以下のとおり、ご回答申し上げます。

当社は、社団法人日本ブライダル事業振興協会（以下、「本協会」といいます。）のご指導等の下に、本協会のモデル約款を参考としながら、別紙のとおり当社の新規約案を作成いたしましたので、お知らせ致します。

以 上

現行	改定案	改定趣旨
1. <u>お申込み金（お内金）</u> ご契約時に規定の <u>お内金</u> 20万円をお支払い頂きます。お内金は本日より3日以内にご入金下さい。又、お申込みに限りカード決済（Visa・Master）もご利用頂けます。お預かりしたお申込み金は、 <u>総費用</u> の一部とさせて頂きます。	1. <u>お申込み金</u> ご契約時に規定の <u>お申込み金</u> 20万円をお支払い頂きます。お申込みはご契約より起算して3日以内にご入金下さい。又、お申込みに限りカード決済（Visa・Master）もご利用頂けます。お申込み金は、 <u>総式・披歎費の代金又は販売料の一部</u> とさせて頂きます。	本協会モデル約款の用語を参考としつつ、内客モデル約款の用語を参考としつつ、内金とお申込みの用語を統一し、より正確でお客様に分かりやすい表現に改定いたしました。
2. <u>お支払い</u> お支払いは下記の通りご入金をお願い致します。 (1) 締式日より45日前までにお見積り金額50%をご入金下さい。 (2) 締式日の7日前までに最終見積り金額の差額分をご入金下さい。	2. <u>お支払い</u> 締式・披歎費のお見積り金のお支払いは、下記の通りお振込みをお願い致します。 左半、 <u>締式・披歎費</u> 当日、 <u>飲食等</u> の変動があつた場合には、 <u>締式・披歎費</u> 終了後に預金をご清算させていただきます。 (1) 締式日より45日前までに回目時点のお見積り金額の <u>50%</u> をご入金下さい。 (2) 締式日の7日前までに最終見積り金額の差額分をご入金下さい。	本協会モデル約款の用語を参考としつつ、より正確でお客様に分かりやすい表現に改定いたしました。
3. <u>披歎費時間と追加料金</u> ウエディングパーティー等のご使用開始から終了までの披歎費時間は所定のルーム料金を頂いております。この時間を超過した場合は追加ルーム料金を頂過することになります。但し次のルーム使用時間との間延で、ご使用時間の超過に応じられない場合もございますので、予めご了承下さい。	3. <u>披歎費時間と追加料金</u> 施設の使用時間は、あらかじめお客様と取り決めさせていただいた時間内とします。お客様のご都合により、あらかじめ取り決めました時間を超過した場合には、所定の <u>超過料金</u> を頂戴いたします。但し、次の施設使用時間との間延で、ご使用時間の超過に応じられない場合もございますので、予めご了承下さい。	本協会のモードル約款を参考により正確な表現に改定いたしました。
4. <u>ご出席人数の確認</u> お料理等をご用意する人数の変更は披歎費当日の14日前までとさせて頂きます。それ以降は全ての手配が完了致しておりますので、披歎費當日にご出席されるお客様の人数が減少した場合でも料金は頂戴させて頂きます。	4. <u>ご出席人数の確認</u> 当前が確定した日時（原則として締式日の14日前）に最終人数を確定させて顶きます。最終人数を確定した後に、披歎費に出席されるお客様の人数が減少した場合であっても、すでに登録、その他手配が完了しており変更できないものに関しては、確定した人数分の料金を頂戴いたします。また、すでに登録、その他手配が完了しており変更できない別注品については、その料金を頂戴いたします。なお、「別注品」とは、お客様の特別な要望によりオリジナルデザインによる作成、ネーム、刻印等を施すことにより既販売の出来ない商品として別表に記載するものを指します。	本協会のモードル約款を参考としながら、現行の人数確定期限である披歎費當日の14日前以降に生じた人数減少の場合にも料金の変更を認めるように改定いたしました。
5. <u>ウェディングパーティーの取消料</u> 既にご契約頂きましたウエディングパーティーの取消及び順延の場合は下記の取消料を頂戴せます。（ご予約日より遡って日数を計算致します。） <u>お申込金は、取消料に充当させます</u> 。また、 <u>お見積り金額とは好縁時点でのお見積り金額を指します</u> 。	5. <u>締式・披歎費の取消料</u> 既にご契約頂きました締式・披歎費の取消及び順延の場合は下記の取消料を頂戴せます。（ご予約日より遡って日数を計算致します。） <u>お申込金は、取消料に充当させます</u> 。また、 <u>お見積り金額とは好縁時点でのお見積り金額を指します</u> 。	取消料については、本協会モデル約款における取消料の算定方法を参考とし、当社における再販可能性を具体的に考慮した上で、平均的損害額に基づき取消料の割合を算出いたしました。

● ウエディングペーティー取消の場合		● ワンランチ取扱いの場合は、料金を除くもお見積金額については、サービス料を除くものとします。なお、お見積金額を取消料の算定根拠とすることの合理性に關して、当社が致しましては、お見積金額はお客様と当社が事前にウェディングペーティーの内容について詳細なお打ち合わせをされた上で内容を確定するものであるため、お見積金額がそのまま契約代金となる見込みが極めて高い金額であることから見えますと、お見積金額を取消料の算定基準とすることには一定の合理性があるものと考えております。他方、仮にお見積金額を算定基準としない場合には、当社としては、ウェディングペーティー当日より以前にお見積金額に基づきお客様にご発注いただき、当該発注金額を取消料の算定基準とすることも可能ではございますが、そのような対応はむしろお客様のご負担が重くなるため採用いたしません。従って、当社は本協会のモデル約款も参考としつつ、取消料の算定基準としてはお見積金額を採用いたします。	
● ワンランチ取扱いの場合は、料金を除くもお見積金額については、別表「外注商品一覧」に記載のあるものを指します。		● ワンランチ取扱いの場合は、料金を除くもお見積金額とは、別表「外注商品一覧」に記載のあるものを指します。	
ご契約日～180日前まで	お内金 20万円	①前日を含む 365日前	お申込金の 25%
179日前～90日前まで	お内金 20万円・施設食料割 100%・基本料 金 50%・及び支費総額	②364日以降 240日前まで	お申込金の 50%
89日前～30日前まで	お内金 20万円・施設食料割 100%・基本料 金 100%・及び支費総額	③239日以降 180日前まで	お申込金の全額及び印刷物等の変型
29日前～15日前まで	お見積り金額の 80%	④179日以降 120日前まで	お見積り（サービス料を除く）の 10% 及び印刷物等の変型
14日前～当日	お見積り金額の 100%	⑤119日以降 90日前まで	お見積り（サービス料を除く）の 20% 及び印刷物等の変型
※基本料金：最低料金単価のお料理代金とお飲み物代金の合計にお申し込み入 数を乗じたものの		⑥89日以降 60日前まで	お見積り（サービス料を除く）の 30% 及び印刷物等の変型
● ウエディングペーティー順延の場合		⑦59日以降 31日前まで	お見積り（サービス料を除く）の 40% 及び印刷物等の変型
ご契約日～180日前まで	2回目以降の日程変更手数料 5万円(1日 無料)×(往1)及び支費総額(注2)	⑧30日前まで	お内金 20万円・施設食料割 100%・基本料 金 50%・及び支費総額
179日前～90日前まで	お内金 20万円・施設食料割 100%・基本料 金 50%・及び支費総額	⑨14日前以降前日まで	お見積り（サービス料を除く）の 50% 及び納品済み物品等の実費並びにその 他外注商品等の鮮約料の額、別生品の金 額
89日前～30日前まで	お内金 20万円・施設食料割 100%・基本料 金 100%・及び支費総額	⑩当日	お見積り（サービス料を除く）の全額
29日前～15日前まで	日程変更は承れません。(お取消扱いとさせ て頂きます)		※ 在途等別途ご利用規約の定められているものは、その定めによるものとし ます。
14日前～当日	日程変更は承れません。(お取消扱いとさせ て頂きます)		※ 外注商品とは、別表「外注商品一覧」に記載のあるものを指します。
※基本料金：最低料金単価のお料理代金とお飲み物代金の合計にお申し込み入 数を乗じたもの		● ワンランチ取扱いの場合は、別表「外注商品一覧」に記載のあるものを指します。	
● ワンランチ取扱いとしてお内金とは別に申し受けます。(既にお預かりし ているお申し込み金 20万円は、新たな日程でのお内金に充当致します。) (注 1)日程変更手数料としてお内金とは別に申し受けます。(既にお預かりし ているお申し込み金 20万円は、新たな日程での日程変更に関しても、お内 金 20万円及び日程変更手数料として申し受けました金額(支費を除く)を、 当初終式予定日より起算して向かう 1年間に当館において終式・接客室をご利 用頂いた場合、全額お内金として有効とさせて頂きます。)		● ワンランチ取扱いの場合は、別表「外注商品一覧」に記載のあるものを指します。 ● ワンランチ取扱いとしてお内金とは別に申し受けます。(既にお預かりし ているお申し込み金 20万円は、新たな日程での日程変更については、お内 金 20万円及び日程変更手数料として申し受けました金額(支費を除く)を、 当初終式予定日より 180日前までに変更の場合は、前項に準じた取り扱いと させます。ただし、終式・接客室実施予定日の 30日前までに変更後の 終式・接客室の日程を確定した上で順延のご連絡を頂いた場合で、かつ順延後 の終式・接客室実施予定日が当初の予定日から 1年以内の場合は、取消料とし て頂戴する金額のうちのお申込金相当額(及び日程変更手数料)が負担している 場合は日程変更手数料)は、順延後の終式・接客室代金の一部に充当いたしまし た。内容が不明確とのご指摘を頂いたいた注 1 及 び注 2 については、削除いたしました。	

<p>6. 重複商品（アイテムを含む）のキャンセルについて 重複商品のキャンセルにつきましては、披歎翌当日の1ヶ月前までとなります。 がそれ以降につきましては総額の100%を頂きます。</p>	<p>6. 外注商品のキャンセルについて 外注商品のキャンセルにつきましては、外注業者の関係上、「外注商品一覧」において商品・サービス毎に別途定めるキャセル料発生目にに基づき支費及び解約料のご負担をお願い申し上げます。</p>	<p>8. 損害賠償 お客様（お客様全ての関係者を含みます）及びお客様が直受けられた業者の方々は、施設・什器・備品等を破損しないようご注意下さいますようお願い致します。もし施設・什器・備品等破損等の障害が発生しました場合は、その修復に際してご指示申し上げますので、それに合わせて速やかに修理を行なうか、又はその損害賠償をご負担下さいます。</p>	<p>8. 損害賠償 お客様（お客様全ての関係者を含みます）及びお客様が直受けられた業者の方々は、施設・什器・備品等を破損しないようご注意下さいますようお願い致します。もしお客様の故意又は過失により、施設・什器・備品等の破損等の損害が発生しました場合は、その修復に要する費用をご負担頂きます。</p>	<p>9. 解約 既にご契約頂きましたウェディングペーティーに於いても以下の場合は解約させて頂きます。 1) 法令及び公序良俗違反のおそれがあると判断した場合。他のお客様に迷惑のかかるおそれがあると判断した場合。 2) 天災その他の事由により会場の使用が出来ないと当面が判断した場合。 尚、上記の解約につきましては、解約に伴なう損害賠償等、金錢のお支払いは致しかねますのでご了承下さい。 但し、申込金、準備金はお返し致します。</p>	<p>9. 解約 既にご契約頂きました式・披露宴においても以下の場合は解約させて頂きました。 1) 当客様が指定暴力團・暴力團關係団体又は関係者であることが判明した場合。 2) 法令及び公序良俗違反のおそれがあると判断した場合。 3) 他のお客様に迷惑のかかるおそれがあると判断した場合。 4) 天災その他の事由により会場の使用が出来ないと当面が判断した場合。 尚、上記の解約につきましては、解約に伴なう損害賠償等、金錢のお支払いは致しかねますのでご了承下さい。 但し、申込金、既に受領済みの金員については、返還いたします。</p>	<p>10. 禁止行為 次に掲げる項目につきましては、禁止事項となつておりますのでご遠慮下さいますようお願い申し上げます。</p>	<p>1) 盲導犬・介助犬以外の犬・猫か鳥その他愛玩動物、家畜類等の持ち込み。 2) 発火・引火性の物品、また当館が危険と判断する物品の持ち込み。 3) 悪臭を発するものの持ち込み。 4) とばく等風紀を乱す行為又はお客様に迷惑になる様な言動。 5) 備品の整理・預け・汚損・使用目的以外のご利用。 6) 飲食物の持ち込み。 7) その他法令で禁じられている行為</p>	<p>10. 禁止行為 次に掲げる項目につきましては、禁止事項となつておりますのでご遠慮下さいますようお願い申し上げます。</p>	<p>1) 盲導犬・介助犬以外の犬・猫か鳥その他愛玩動物、家畜類等の持ち込み。 2) 発火・引火性の物品、また当館が危険と判断する物品の持ち込み。 3) 悪臭を発するものの持ち込み。 4) とばく等風紀を乱す行為又はお客様に迷惑になる様な言動。 5) 備品の整理・預け・汚損・使用目的以外のご利用。 6) 飲食物の持ち込み。 7) その他法令で禁じられている行為</p>	<p>特記事項</p>	<p>1. 原則お客様からの婚礼商品のお持ち込みは、お断りさせて頂きます。やむを得ず持ち込みが発生した場合は、一切の特典やお値引</p>
--	---	---	--	---	--	---	---	---	---	-------------	--

<p>すので予めご了承下さい。</p> <p>2. 発出等（例：花火演出、写真撮影、ビデオ撮影）方が、当式・被監査の際に演出ができない場合、又は何らかの不備が生じた場合は、該当商品の料金の返済を持つてご容赦願います。</p> <p>3. いかなる理由でもお忙引きなど過度の強要が生じた場合は、ご契約第9条（1）の項の適用により代金の返済（但し、ご招待券等解約の時点で発注、または納品済の商品につきましては、別途ご請求）をもってご契約を解約させて頂く場合がございますのでご了承下さい。</p>	<p>きは無効となりますので予めご了承下さい。</p> <p>（但2号削除）</p> <p>2. いかなる理由でもお忙引きなど過度の強要が生じた場合は、ご契約第9条の場合に準じて代金の返済（但し、ご招待券等解約の時点で発注、または納品済の商品につきましては、別途ご請求）をもってご契約を解約させて頂く場合がございますのでご了承下さい。</p>
---	---

外注商品一覧（仕入・外注手配日に基づくキャンセル料発生期日）

下記の日程基準に基づき、仕入及び外注先への手配を行ないます。下記に定める挙式日からの日程以降でキャンセルされた場合、外注先から請求されたキャンセル料の総額及び実費総額を申し受けます。

No.	項目	仕入・外注手配発生日
1	装 花	14日前
2	ブーケ・花束	14日前
3	印 刷	実費
	(招待状)	発注日以降は実費を申し付けます
	(席次表)	発注日以降は実費を申し付けます
	(メニュー)	発注日以降は実費を申し付けます
4	演 奏	30日前
5	司 会 者	30日前
6	音 韶・照 明	30日前
7	介 添	30日前
8	挙 式 料	80%が人材外注のため30日前、その他はキャンセル料に含みます。
9	美 容・着 付	30日前
	(前撮り)	30日前
	(当 日)	30日前
10	エ ス テ	エステ実施前の予約時まで（約35日前）
11	衣 装	ドレスのご利用規約に基づきます。
	(前撮り)	ドレスのご利用規約に基づきます。
	(当 日)	ドレスのご利用規約に基づきます。
12	写 真	30日前
	(前撮り)	30日前
	(当 日)	30日前
	(焼き増し)	申し込み時or30日前
13	ビ デ オ	30日前
14	引 出 物	15日前
15	引 蕎 子	30日前
16	芳 名 帳	15日前
17	引 出 物 袋	15日前
18	ク ロ ス 代	14日前
19	演 出 品	14日前
20	送 運 バ ス	14日前
21	タ ク シ 一	前日
22	そ の 他	各業者との取り決めに基づくものとします。

別注品

1	演出・パーティアイテム	ウェルカムボード・刻印を施すクリスタル製品・ワイン・シャンパン等
2	引き菓子	オリジナルデザイン・ネーム等を入れた製品
3	マジパン・飴細工	オリジナルウエディングケーキの装飾としての飴細工・マジパン
4	その他	ネーム・メッセージ・刻印等を施す商品類